

6-4
167

学士号に関する委員会報告書

25.12.1 ペーパー

一、問題

新制大学における学士号については、学校教育法第六三條第一項に「大学に四年以上在学し、一定の試験を受けこれに合格した者は学士と稱することが出来る」と規定され、更にその第三項に「学士に関する事項は監督庁がこれを定める」と規定されている。たゞこれは学士号についての一般的原則を規定したものであつて、その種類を如何に定めるか、また旧制度における学士号との関係を如何にするかはついでに別途に考究を要する。大学基準運用要項の中に「ハ、学士号の種類を次のように運用する」として

(1) 学士の称号の上に冠してその種別を示す名稱は、界則として各学部の名稱によるものとする

(2) 前項によることが適當でないもの、或は学部の中にある学科が学部に準ずる内容をもつと認定するときは前項の趣旨により適當の名稱を冠するものとする。

と規定したのは、この問題の解決の一歩を進めようとしたものに外ならない。しかしこの規定も實際には尚原則を指示するに止まり、問題の具体的な解決を齎さずものではなかつた。出身学部の名稱といつても、学部名をそのまま学士号に用ひるには不適なものもあるし(例、人文学部、外国語学部)、一学部で數種の学士号をもつことを適當とするものもあるし(例、芸術学部)、さうに一学部の中に数個の学科をもつものにあっては、学科の内容が学士号の區別に相当するや否やの判定の問題が残る。その上にかりにこの原則を形式的に適用したとすれば、予想される学士号の種類は約三十に上るのであるが、基本教育としての新制大学の修了段階において業してそれだけの細別を必要とするか否か。こゝには單に形式的には止まらない根本問題が横たわっている。本委員會は新制大学の根本理念に立脚してこれらの問題を具体的に解決するためには設置されたものである。

二、審議経過

委員會において最初審議の対象とされたのは次の三つの案であった。

(1) 学士の称号を精密に分ける。

春山

125

(2) 学士の稱号のみを与える。

(3) 学士の名稱を「+」と分類する。(但しとは比較的少數とする)

右の中第一案は、現存の学部、学科名をそのまま、懸つて學士の名稱とするという原則を多少の修正をもつて認めようとするものであつて、この案によれば、予想される学士号の種類はおよそ次表の如くになる。

A、單一の名稱をもつ学部(三二)

法學部	(法學士)	水產學部	(水產學士)	電氣通信學部	(電氣 通信學士)
經濟學部	(經濟學士)	鐵道學部	(鐵道學士)	家政學部	(家政學士)
医学部	(医学士)	商船學部	(商船學士)	社會學部	(社會學士)
工學部	(工學士)	文學部	(文學士)	農業學部	(農業學士)
藥學部	(藥學士)	商學部	(商學士)	園芸學部	(園芸學士)
體育學部	(體育學士)	理學部	(理學士)	森林學部	(森林學士)
藝術學部	(藝術學士)	農學部	(農學士)	工芸學部	(工芸學士)
獸医学部	(獸医学士)	齒學部	(齒學士)	經營學部	(經營學士)

B、複合の名稱をもつ学部(一四)

(=)	法文學部	(法學士、文學士、哲學學士)	廣經學部	(哲學士、經濟學士)
(=)	文理學部	(文學士、理學士、哲學學士)	法學社會學部	(法學士、社會學士)
(=)	文政學部	(文學士、政治學士、哲學學士)	理工學部	(理學士、工學士)
(=)	文家政學部	(文學士、家政學士、哲學學士)	水產學部	(水產學士、哲學學士)
(=)	理家政學部	(理學士、家政學士、哲學學士)	獸醫學部	(獸医学士、哲學學士)

この案の長所は、形式的に大学規準運用要項に準據すること、従つて実際的にも磨擦が少いであろうといふ点にある。けれどもその反面これには多くの欠点がある。

(1) 基本教育という新制大学の建前から見て学士の種別が多くなる嫌のあること、(2) 学士号を区別する標準が明確でないこと、即ち修業学科及至課程による区別と、転業を意味する区別とが、標準として混在していること、

(3) 将來もこの方針によって学士号が増加して行く場合には右の欠点が更に増大すること、

は欠点の主たるものである。

第三案は学士の稱号のみを与えて、その種類を規定しない点で、第一案とは正反対の立場にあり、従つて第一案について右に掲げた欠点からは完全に解放されている利益がある。その上に新制大学が一般的に修士課程と博士課程とをもつものとすれば、この段階においてはたゞ学士という資格を認定すべしという主張には更に強き論據があるよう見える。けれどもすでに学校の区別があり、学科及至課程の区別があり、その上に修了右の転業の区別がある場合、單に学士という包括的な名稱

でこの資格を認定することには、大きな實行上の不利益がある。殊に修士、博士の大学院過程をふまづ、新制大学で修業をおわるものにとつては、これは無視し得ない不利益となるであろう。この欠点を補なうために、学士の下に例をば括弧を以て専攻学科を附記するということを考へられるが、その場合には實質上第一案に帰着し、第一案と同様の、ある場合にはそれ以上の欠点をもつこととなる、であろう。

第三案は以上二案の中間にあるもの、あるいは第一案についての修正案である。骨子とする点は、学士号についての現行の制度を尊重し、新名稱の乱発による弊害を防ぐために、現在予想される学士号の種類から、適當と考へられるもの十七種を選定し、その他については個別的研究の上、限定期にこれを認めて行こうというのである。選定された十七種は次り如くである。

法學士、經濟學士、医学士、工學士、藥學士、體育學士、藝術學士、商船學士、文學士、商學士、理學士、農學士、齒學士、家政學士、教育學士、政治學士、神學士。

またプラスXとして考慮に上了たものは次の如くである。

歯医学士、水産學士、纖維學士、経済學士、社会學士、醸造學士、工業學士、
芸術學士。

しかし委員会でこれに従つて案を練つた結果次のようないふの困難に遭着した。

(イ) プラスXの決定は事实上極めて困難であること。

(ロ) プラスXは結局において将来該學科の希望する數まで増加するであろうといふこと、これである。若し果してそうであれば第3類科第1案に帰することになり、第一案と同様の欠点をもつことになる。

かくて、第一、第二、第三、の各案について投票を行つた結果は(総投票数12)

第一案 0

第二案 9

第三案 3

となつたが、第二案については、前述のおよび問題があるので、更に再検討を行うこととなつた。その結果が次の結論である。

三、結論

学士の種類を次のようく定める。

- 一 文科学士 (Bachelor of Arts)
- 二 理科学士 (Bachelor of Sciences)
- 三 社会科学士 (Bachelor of Social Sciences)

田 芸術學士 (Bachelor of Liberal Arts)

返して附しないこと。

委員會が十月十九日の会合において全體一致してこの結論に到達した理由は、以上のおよび説明によつてすでに明白である。たゞ、(一)に特に強調したい点は、この案は新制大學の理念に立脚して生れたという点である。従つてこれを中心としてこの案の特徴を再述すれば次の如くになる。

(イ) 新制大學修了の段階においては、新制大學の基本的性質に鑑みて、四種類の學士号を廻復とするうこと

(ロ) 旧制大學における學士号と區別することは、同時に新制大學の特徴を明らか

にする所以であること

(iv) 学士号の種類の少ないことから生ずる若干の不便は、専攻科目の括弧内表示によって救うこと

(v) 正確な専門科目の表示は若し必要なくば修士課程 博士課程にゆづりうること
以上の理由の中、新制大学の学士号を旧制大学のそれと区別する点については、
それは新制大学を低評價するものであるとの非難が予想されるかも知れない。けれ
どもこの区別はもともと新制大学の基本的内容から出て来るものであつて、いざ
かも低評價の意味はない。ここにお困題が残るとしても、それは結局事実について
実証されねばならぬ問題である。また、括弧の中に専攻学科を表示することとす
れば、これは学部、学科のあるだけの学士号をそのまま認めることに等しいではな
いがヒューリックも起りうるであろう。しかしこれはあくまで説明であつて、基本的
な学士号分類の線をあいまいにするものではない。更にこの案において一つの問題
は、学部、学科名と学士号とが一致しないことである。これは例えば体育学部、家
政学部のようだ、その中に二つの学士号が予想される場合に特に問題となる。けれ

どもこれはこの案が始まから想定するところであつて特に欠点として指摘されるべき
ところではない。具体的な措置はこの案の精神に従つて容易に解決せられるであろ
う。

本委員會は以上の理由と考察とによつて右の結論に到達したものである。

→ 大學設置審議會學士号に関する委員會

名簿	委員長	小池 敏重
委員	務台 理作	中山 伊知郎
" "	"	新関 良三
" "	佐藤 寛次	藤田 清助
" "	藤井 徳三郎	岩崎 卵一

25.12.18
へニ▼

春山

一、問題

新制大学における學士号については、學術教育法第六三條第一項に「四年以上在學し、一定の試験を受けてこれに合格した者は學士と称することとする」と規定され、更にその第二項で「學士を授ける要項は監督庁がこれを定める」と規定されている。たゞこれは學士号につけての一般的原則を規定したものであつて、その種類を如何に定めるか又た伝制廢における學士号との關係を如何にするかについては規途考究を要する。大學標準適用要項の中、「八、學士号の種類は次のようによく通用する」として

「學士の添号の上に冠してその種別を示す名稱は、原則として出身学部の名稱をよるものとする。

但前項によることが適當でないもの、或は學部の中にある學科が學部に準ずる内容をもつと認定するときは前項の趣旨により適當の名稱

を冠するものとする。

と規定したのは、この問題の解決の一歩を進めようとしたもの以外をらるい。しかしこの規定も実際には尙原則を指示するに止まり、問題の具体的な解決を齎さすものではなかつた。出身學部の名稱とらつても學部名をそのまま學士号に用ひるには不適當なものもあるし、(例人文學部、外國語學部)、一學部で複数の學士号をもつことを適當とするものもあるし(例、學芸學部)、さらの一學部の中では個の學科をもつものがあつては、學科の内容を學士号の區別を相當するや否やの判定の問題が殘る。その上にかりてこの原則を形式的に適用したとすれば、予想される學士号の種類は約三十に上るのであるが新制大學の組織過度を考慮して乗してそれだけの細別を必要とするか否か。ここには單純形式的には止まらない根本問題が横たわつてゐる。本委員会は新制大学の根本理念に立脚してこれらの問題を具体的に解決するためで設置されたものである。

二、卒業通過

卒業金を支拂て最初の學科の卒業とされたのは次の三つの類であつた。

(1) 學士の称号を綱密に分ける。

(2) 學士の称号のみを与える。

(3) 學士の名稱を17種に分類する。一但凡とは比較的少種とする。右の中の一案は、現存の学部、學科名をそのまま取つて學士の名稱とするという原則を多少の修正をもつて認むようとするものであつて、この案によれば、予想される學士の種類はおよそ次表の如くである。

A、單一の名稱をもつ学部(三二)

法學部 (法學士) 水產學部 (水產學士) 電氣及機械學部 (電氣及機械學士)
經濟學部 (經濟學士) 織維學部 (織維學士) 家政學部 (家政學士)
社會學部 (社會學士) 航船學部 (航船學士) 社企學部 (社會學士)
工學部 (工學士) 文學部 (文學士) 畜產學部 (畜產學士)
藥學部 (藥學士) 商學部 (商學士) 園芸學部 (園芸學士)
教育學部 (教育學士) 運學部 (運動學士) 農林學部 (農林學士)
美術學部 (美術學士) 農學部 (農學士) 工芸學部 (工芸學士)
獸醫學部 (獸醫學士) 教育學部 (教育學士) 遊樂學部 (遊樂學士)

2

B、複合の名稱をもつ学部(一四)

佛敎學部、神學部、人文學部、外國語學部、英文學部
(文學士又は佛敎學士、神學士、英文學士)
教育學部 (教員養成) (學敎學士、文學士、哲學士)
然らざるもの

法文學部 (法學士、文學士、學敎學士)
文政學部 (文學士、政治學士、學政學士)
文政學部 (文學士、政治學士、哲學學士)
國家政學部 (文學士、哲學士、家政學士、學政學士)

政治経済部（政治學士、經濟學士） 商業學部（商業士、經濟學士）
 法學部（法學士、經濟學士） 法學社會學部（社會士、社會學士）
 工學部（工學士、工學士） 電工學部（電學士、工學士）
 水産農業部（水產學士、農業學士） 農業土壤部（土壤學士、農業學士）

この表の要所は、形式的に大學標準運用要項を遵従すること、後つて實際的でも靈活性少いであろうとのう点である。けれどもその反面これには多くの欠点がある。

- (1) 新制大學の建前から見て學士の種別が多すぎる點のこと、
- (2) 學士号を區別する標準が明確でないこと、即ち修業年数乃至課程による區別と意義を意味する區別とが、標準として現在してゐること、
- (3) 將來もこの方針によつて學士号が増加して行く場合は右の欠点が更に増大すること、

は欠点の主たるものである。

方二案は學士の称号のみを与えて、その種別を規定しなら点で、方一案とは正反対の立場であり、従つて方一案がついて右に挙げた欠点か

らは完全に解消されている利益がある。その上新制大學が一般的に學士課程學士課程とかもつものとすれば、この段階においてはたゞ學士という資格を認定すべしといふ主張は更に強い論據があるよう見える。けれどもすでに學科の區別があり、學科乃至課程の區別がある場合、單に學士という包括的な名稱でこの資格を認定することは、大きな學行上の不利益がある。殊に學士、博士の大學院課程アシスタントの上位の職業の区別がある場合、

大學で修業をおわるものとつては、これは無視し得ない不利益となるであろう。この欠点を解消するため、學士の下に例えば括弧を以て專攻學科を附記するといふことも考えられるが、その場合には實上オ一案が帰着し、方一案と同様の、ある場合にはそれ以上の欠点をもつこととなるであろう。

方三案は以上二案の中間にあるもの、あるには方一案をつづいての修正案である。骨子とする点は、學士号についての奉行の範囲を尊重し、新名稱の出現による弊害をさけるために、現在予想される學士号の種類から、適當と考えられるものの十七種を選定し、その他をつづらては個

別的審査の上、優選的にこれが認めて行うといふものである。選定された十七種は次の如くである。

法学士、經濟學士、醫學士、工學士、農學士、依舊學士、藝術學士、商船學士、文學士、商學士、海學士、農學士、農學士、藝術學士、教育學士、傳習學士、

至たプラスXとして考慮に上つたものは次の如くである。

獸醫學士、水產學士、氣象學士、經營學士、社全學士、衛生學士、

工藝學士、掌藏學士
しかし委員会でこれに就つて票を投つた結果次のようないつの回答に着した。

(1)プラスXの決定は事実上極めて困難であること。

(2)プラスXは結局何をもって将来当該學位の希望する迄まで増加するであろうということ、これである。若し果してそうであれば方三票は結局方一票に帰することになり、方一票と同様の欠点をもつこととなる。

かくて、方一、方二、方三の各表について投票を行つた結果は(投票
票数12)

方一票	0
方二票	9
方三票	3

となつたが、方二票がつゞても、甄選の如き問題があるので、更に審査會へ行うこととなつた。その結果が次の如きである。

III、総論

學士の種類を次のよう規定する。

- I、文科學士 Bachelor of Arts
- II、理科學士 Bachelor of Sciences
- III、社會學士 Bachelor of Social Sciences
- IV、藝術學士 Bachelor of Liberal Arts

必要があるときは、学士の称号の下に、括弧を附して、大学の略称するその専攻学科名を示すことができる。その場合は、学士をくり返して附しないこと。

委員会が十月十九日の会合において意見一致してこの結論に到達した理由は、以上の経過説明によつてすでに明白である。たゞここで特記願したい点はこの案は新制大学の理念を立脚して生れたといふ点である。従つてこれを中心としてこの案の審議を再述すれば次の如くである。

(1) 新制大学修了の成績においては、新制大学の基本的性格を鑑みて、西京義塾の学士号を適當とすること。

(2) 新制大学における学士号と区別することは、同時に新制大学の特質を明らかにする所以であること。

(3) 学士号の遺漏の少ないことから生ずる若干の不便は、専攻科目の括内表示によつて救いうること。

(4) 正確を専門科目の表示は若し必要ならば修士課程、博士課程をゆづりうること。

以上の理由の中、新制大学の学士号を新制大学のそれと区別する爲めについては新制大学を低評価するものであるとの非難が予想されるかも知れない。けれどもこの區別はもともと新制大学の基本的性格から出て来るものであつて、いささかも低評價の意味はない。ここになお問題が残るとしても、それは結局事実について証されねばならぬ問題である。また、左欄の中専攻科目を表示することとすれば、これらは学部、学科のあるだけの学士号をそのまま認めることが等しいではないかという疑問も起りうるであろう。しかしこれはあくまで説明であつて、基本的な学士号分類の線をあいまいにするものではない。更にこの疑問において一つの問題^はは学部、学科名と学士号とが一致しないことである。これは例えば社会学部、家政学部のようで、その中で二つの学士号が予想される場合に特徴問題となる。けれどもこれはこの弊が始めから規定するところであつて特セ欠点として指摘されるべきところではない。奥底的な背景はこの案の精神を發つて容易に解決せられるであろう。

本委員会は以上の理由と考案とによつて右の範囲を到達したものである。

(備考) 医学及び薬学の学士をついては別途考慮すること。

④ 大学院在学生士官に限する委員会

名簿

委員長 小池 敏

委員

森 台 達

佐藤 潤

新田 勝

佐藤 宽

作郎

委員長

中山 伊知

良

良

作郎

委員

若林 勝

加藤 博

一

三

委員

日高 勝

徳

三

委員

嶋田 伊

知

良

委員

井上 順

清

一

委員

井上 順

良

一

委員

田中 伊

知

良

委員

田中 伊

良

一

口
議事日程

九月十六日

委員任命

九月十七日

第一回委員会、委員選舉、協議
三業について審議、投票

十月五日

常任委員、検査会主査、専門分科会主査の合同会
報告、協議の結果、等を聽かすこととなる。

十月九日

6

十月十九日

十月廿六日

骨董鑑、その結果四分類案を決定
常任委員、査査会主査、専門分科会主査合同会議
に報告、改めて理由書を起草することとなる。

一、問題

新制大学における学士号については、学校教育法第六三條第一項に「大学に四年以上在籍し、一定の試験を受けこれに合格した者は学士と称すことができる」と規定され、更にその第二項に「学士に関する事項は監督官がこれを定めると規定せらる。」と規定され、これは学士号についての一般的原則を規定したものであつて、その種類と如何に定めるかまた旧制度における学士号との關係を如何にするかについては別途に考究を要する。大學基準適用範囲の中に「ハ、学士号の種類を次のように戸別に定めよ」として

(1) 学士の称号の上に冠してその種別を示す名稱は、原則として出身學部の名稱によるものとする。

(2) 前項によることが適当でないもの、或は學部の中にある学科が學部に準ずる内容をもつと認定するときは前項の趣旨により適当の名稱を冠するものとする。

と規定したのは、この問題の解決に一步を進めようとしたものに外ならない。しかしこの規定も實際には原則と指示するに止まり、問題の具体的な解決を齎らすものではなかつた。出身學部の名稱といつても學部名をそのまま学士号に用ひるには不適当なものもある

し、例、文政政學部、水畜產學部、外國語學部)、一學部で數種の學士号をもつことを適當とするものもあるし、(例、法文字部、文理學部、醫學部)、さらに一學部の中に数個の學科をもつものにあつては、學科の内容が學士号の區別に相當するや否やの判定の問題が発生する。その上にかりにこの原則を過去的に監督したとすれば、何處かに記載された學士号の名稱は約三十に上るものであるが、一般教育を重んずる新制大学の基本的性格において果してそれだけの細別を必要とするか又は果してそれがどういふ否か。ここには華に口式約には止むらない根本問題が横たわつてゐる。本小委員会は新制大学の根本理念に立脚してこれらの問題を具体的に解決するために設置されたものである。

二、審議経過

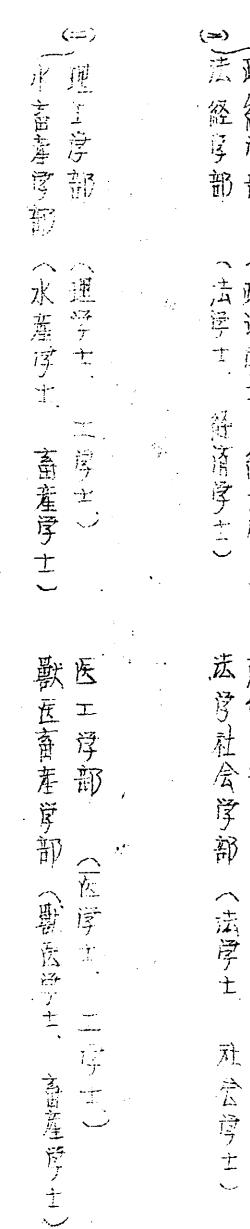
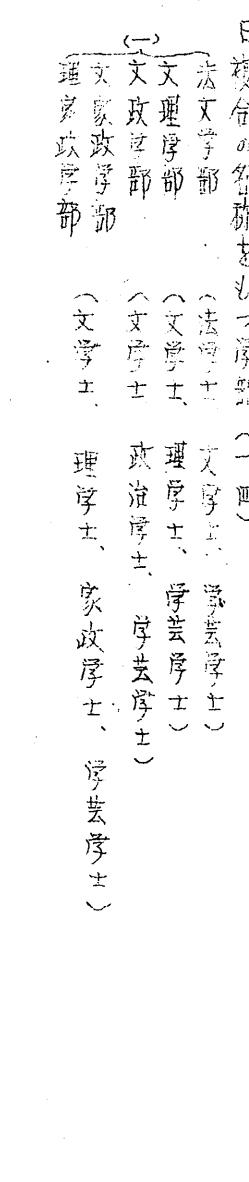
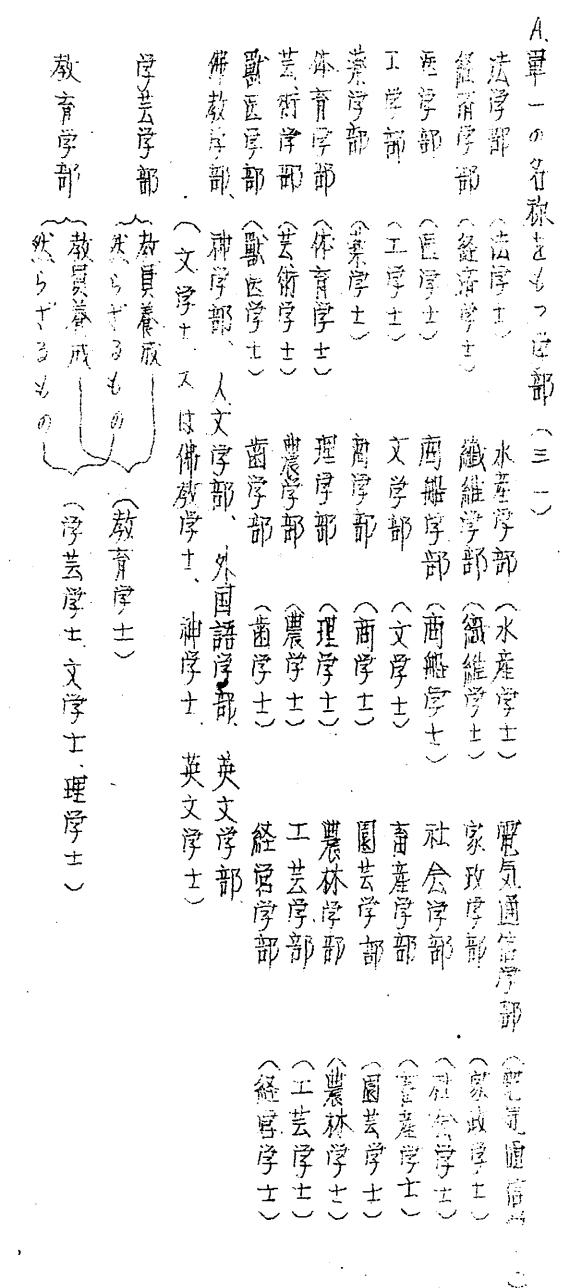
小委員会において最初審議の対象となつたのは次の三つの案であった。

- (1) 学士の称号を精密に分ける
- (2) 学士の称号のみを与える
- (3) 学士の名稱だけではなく分類する(但しは比較的小數とする)

右の三案は、現存の學部、學科等をそのまま取って學士の名稱とするという原則を多少の修正をもつて認めようとするものであつて、この案によれば、予想され得る学士号の種

春山

類はお手で収集が難くにならる。



(4) 新制大学の基本的性格からみて厚生の種別が不適当である。この点は以前述べた。

但し、学士号を區別する標準が明確でないこと、即ち學問的區別と職業的上級に付するものとの區別をしていふこと。

莫念裏に禮をすらと
は彼女が主なるものである。

にあり、後つての一案について右に掲げた欠點からは完全に解放されでいる利益が得られる。更に新制大學の課程の上に修士課程と博士課程とがあることを考慮すれば、この段階においてはたゞ学士といふ資格を認定すべしという主張には更に難點がある。すなはち見えてくるけれどもすでに学校の区別があり、学科乃至課程の区別がある。その上に修了履歴の区別がある。業の区別がある場合、單に学士といふ包括的な名稱でこの資格を認定することには、大き

有業者上の不利がある。殊に修士、博士の大学院課程をさす、新制大学で修業をおわるものにとっては、これは無視し得ない不利益となるであろう。この如くは例へば学士の下に特種を以て専攻学科を附記するといふことによつて補うるとも考へられ矣。

第三票は以上二票の中間にあるもの、あるいはオ一票についての修正案である。滑子とするまは、学士号についての現行の制度を尊重し、新名稱の乱発による弊害を避けるために、現在の学士号の種類をもとにして、處置と考へられるもの十七種を選定し、その範囲については個別附審査の上、限定期にこれを認めて行こうといふものである。審定された十七種は次の如くである。

法學士、經濟學士、哲學士、工學士、藥學士、體育學士、美術學士、商船學士、文學士、商管學士、理學士、農學士、齒學士、家政學士、教育學士、政治學士、社會學士、社會工作學士、水產學士、纖維學士、經管學士、社會學士、社會工作學士、工芸學士、學芸學士、

また、プラスXとして考慮に上つたものは次の如くである。

獸醫學士、農產學士、纖維學士、經濟學士、社會學士、社會工作學士、工芸學士、學芸學士、しかし小委員會がこれ以後つゝ弊を練つた結果次のような二つの困難に陥着した。

(1)十七種の選定の根據が薄弱であるからプラスXの決定は事態上極めて困難を有ること。

(2)プラスXは総局において将来厚生省の希望する数まで増加するであろうということ。

莊し果してそつとあればオ三票は総局オ一票に歸すことに任せ、オ一票、オ二票、オ三票を併せてなる。

かくて、オ一、オ二、オ三、の各票について投票を行つた結果、前回の投票結果は、
本年春の投票結果は、
本年夏の投票結果は、

オ一票
オ二票
オ三票

10
9

となつたが、オ三票についても、なお前述の如き問題があるので、更に慎重に再検討を行うこととなつた。

思ふに教説の如き等の事ではあるが、新制大学の専門部、学科の構成および、その履修方法は旧制大学のそれとは根本的に相違している。即ち旧制大学においては専門内教育のみを施したのに反し新制大学においては一般教育を重視し、これを大學の課程の中に取り入れると共にその専門教育においても幅の広い学科組織とそれに對する変化に富んだ伸縮性のある履修方法を本体としてゐる。

例えば旧制大学工専部の土木技術者のみを養成する爲めに設けて学科

編成及至履修方法が定められて、学生はこれに従つて一律的に極めてせまい専門教育を施されていた。

然るに新制大学工学部土木工学科においては一般教育の基礎の上に土木に関する専門学科を履修する外、他の専門学科、例えば経営とか経済とか法律とかを廣く履修する自由さを与えられ、広汎な教育を身につけることがその本旨となつてゐる。同様なことが他の学部学科においても言ひうる。

従つて新制大学における学士号を細別してそれと從つて専門を表すことは、甚だしく困難であり、事實上は不可能な場合が存在する。

之水等の根本的事実を検討した結果学士号は新制大学基準における専門の三系列を参考し次の四種類に大別することが最も適当であつてこれ以外の方法はないと考へられる。

文科學士（主として人文系列の専門を履修したもの）

理科學士（主として自然科學系列の専門を履修したもの）

社會科學士（主として社會科學系列の専門を履修したもの）

學芸學士（三系列の専門に亘つて履修したもの）

なお必要があるときは学士の称号の下に、括弧を附して、大學の認定するその専攻學科名を示すことができる。

小委員会が十月十九日の会合において出席委員全員一致してこの結論に到達した理由は、以上の経過説明によつてすでに明白である。たゞここに特に強調したい点はこの點は新制大學の理念に立脚して生れたといふ点である。従つてこれを中んとしてこの點の特質を再述すれば次の如くなる。

(1) 新制大學修了の授業においては、新制大學の基本的性質に鑑みて、四種類の学士号を適切とすること。

(2) 旧制大學における学士号と区別することは、同時に新制大學の特質を明らかにする所以であること。

(3) 学士号の種類の少ないことから生ずる若干の不便は、専攻科目の括弧内表示によつて救い得ること

(4) 正確な専門科目の表示は若し必要ならば修士課程、博士課程にゆづりうること。

以上の理由の中、新制大學の学士号を旧制大學のそれと区別する点については、それは新制大學を低評價するものであるとの非難が予想されるかも知れない。けれどもこの区別はもともと新制大學の基本的性質から出て来るものであつて、いかざかと低評價の意味はない

要するに旧制大学と新制大学との相違は前述のように性格の相違であつて記載の問題ではないといえる。また、括弧の中に専攻科目を表示することとすれば、これは専門学科のあるだけの学士号をそのまま認めるなどに等しいではないかという疑問も生じるであろう。しかしこれはあくまで説明であつて、基本的な学士号分類の線をあいまいにするものではない。

(三) 結論

本小委員会は以上の理由と考察とによって左の緒論に到達したものである。

- （一）文科学士
- （二）理科学士
- （三）社会科学士
- （四）学芸学士

左は必要あるときは博士の称号の下に括弧を附し、大學の認定する専門学科名を示すこととする。

(備考)

- 1. 医学および歯学の学士等については別途考慮すること。
- 2. この結論によつて新制大学の学士号を分类すれば別表のとおりである。
(この別表は更に調査の上修正することがある)

(別表)

学士号名	上欄学士号を与えうる学部名
文科 学士	文学部 神学部 法文学部 文政学部 哲学部 教育学部 佛教学部 文政学部
理科 学士	理学部 園芸学部 水産学部 家政学部 織維學部 体育学部 農學部 畜產學部 文政學部 工學部
(理) 学士	工學部 獸医学部 理学部 文理学部 理政学部 農業学部 理政学部 藻學部
(文) 学士	文學部 英文学部 外文系 美術学部
(三) 社会科学士	法政学部 聖經学部 商至学部 圣道学部 法文学部
	法政学部 聖經学部 法政学部 聖經学部 法政学部

